

# 令和6年度 市町決算の概要

## 1 決算規模

令和6年度の市町の決算規模は、歳入総額、歳出総額ともに前年度決算額を上回り、いずれも過去2番目の規模となった。

歳入においては、地方税は減少したものの、地方交付税、国庫支出金、地方債等が増加したことにより、前年度比481億22百万円の増（7.0%）となった。

歳出においては、人件費や扶助費の増加に加え、普通建設事業費等が増加したことにより、前年度比485億89百万円の増（7.3%）となった。

令和6年度の県内市町の普通会計決算額は、

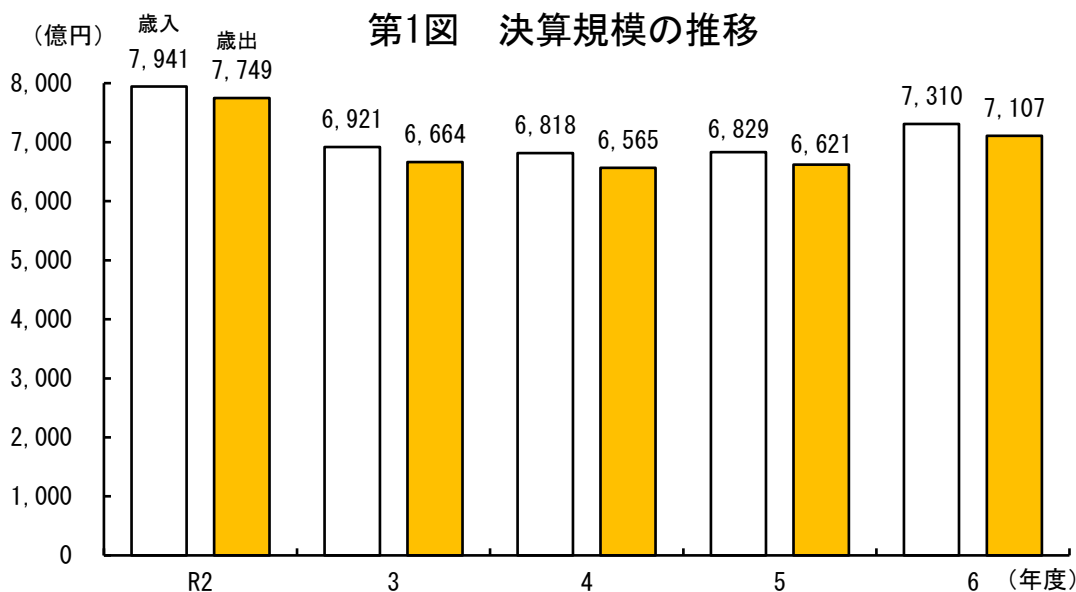
歳入 7,309億79百万円（前年度6,828億57百万円）

歳出 7,106億71百万円（前年度6,620億82百万円）

であり、前年度に比べると、歳入が481億22百万円増加（対前年度比7.0%増）、歳出が485億89百万円増加（同7.3%増）した。団体区分別にみると、歳入が都市で7.0%増、町で8.3%増、歳出が都市で7.3%増、町で8.6%増となっている。

歳入の増加については、個人市町民税等の減少により、地方税が減少した一方で、小中学校の整備事業等の増加により地方債が増加したことなどによるものである。

歳出の増加については、人事院勧告による給料表の改定等による人件費の増加に加え、定額減税調整給付や障害者自立支援給付等の増加により扶助費が、スポーツ施設整備事業や小中学校整備事業等の事業費の増加により普通建設事業費が増加したことなどによるものである。



## 2 決算収支

市町全体の実質収支は黒字であり、全団体が42年連続で黒字を計上している。

実質単年度収支は、財政調整基金の積立金が増加し、取崩額が減少したことにより、黒字となった。

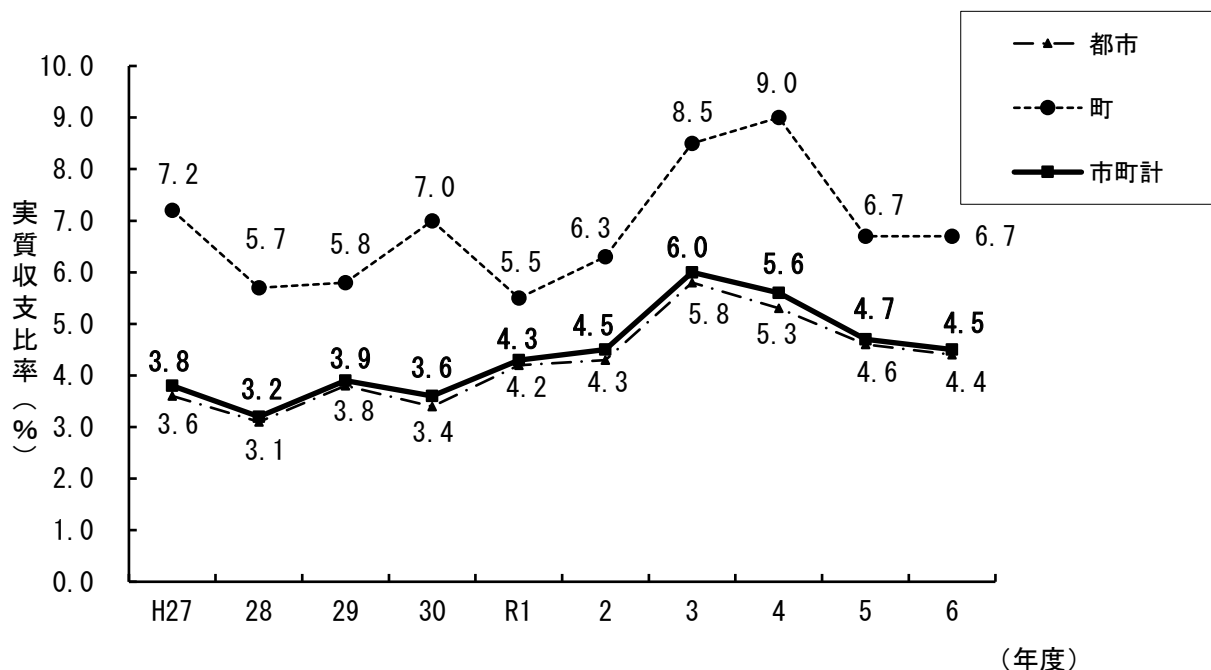
### (1) 実質収支

令和6年度における歳入歳出差引額（形式収支）は、203億7百万円の黒字で、これから翌年度に繰り越すべき財源34億82百万円を控除した実質収支は、168億26百万円の黒字となっている。

実質収支は、前年度（171億82百万円）に比べ3億56百万円減少しているものの、昭和58年度以降42年連続して全団体が黒字となっている。

実質収支比率（標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）に対する実質収支額の割合）は、都市が4.4%、町が6.7%で、市町全体では4.5%（前年度4.7%）となっている。

### 第2図 実質収支比率の推移



### (2) 単年度収支

単年度収支（当該年度の決算による実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額）は、都市は赤字となった一方、町で黒字となり、県計では3億56百万円の赤字となった。

また、赤字の団体数は、19団体中12団体（8市4町）となっている。

### (3) 実質単年度収支

実質単年度収支（単年度収支額に財政調整基金への積立額および地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩額を差し引いた額）は、都市は黒字、町は赤字となり、県計では28億15百万円の黒字となっている。

### 3 歳 入

令和6年度の歳入決算額は、7,309億79百万円で、前年度に比べ481億22百万円、7.0%増加している。

これは、個人市町民税等の減少により、地方税が減少した一方で、小中学校の整備事業等の増加により地方債が増加したことなどによる。

なお、歳入に占める一般財源の構成比は、前年度比1.0ポイント減の55.5%となった。

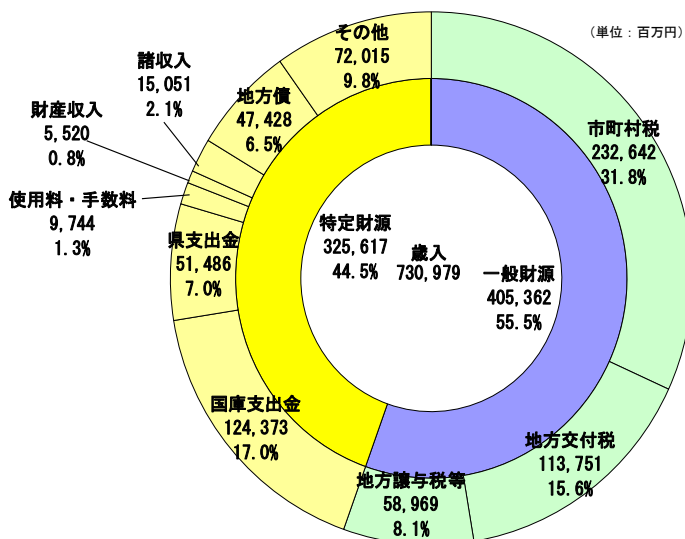
#### (1) 歳入構造

歳入決算額の内訳をみると、市町村税：2,326億42百万円（歳入総額に占める構成比31.8%）、地方交付税：1,137億51百万円（同15.6%）、国庫支出金：1,243億73百万円（同17.0%）、県支出金：514億86百万円（同7.0%）が主なものである。

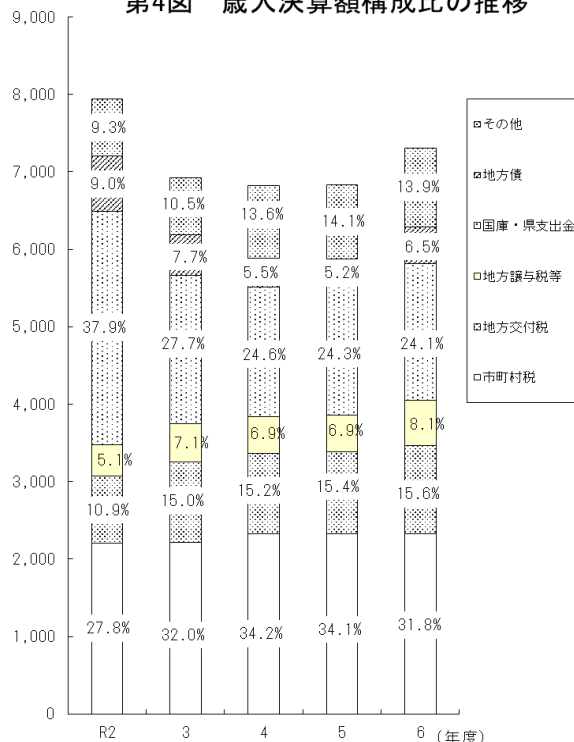
団体区別に歳入総額に占める構成比の上位3科目をみると、都市においては、市町村税：32.1%（前年度34.4%）、国庫支出金：17.4%（前年度17.9%）、地方交付税：15.2%（同14.9%）に対し、町においては、市町村税：28.6%（同30.4%）、地方交付税：20.4%（同21.8%）、国庫支出金：12.3%（同11.2%）となっており、都市において市町村税の占める割合が町より3.5ポイント高くなっているものの、国庫・県支出金の占める割合が5.9ポイント高いため、町より依存財源の占める割合が高くなっている。

また、市町村税、地方交付税および地方譲与税等の一般財源は、4,053億62百万円で、前年度に比べ193億87百万円増加しており、歳入総額に占める構成比は、55.5%と前年度（56.5%）から1.0ポイント減少した。

第3図 歳入の状況



第4図 歳入決算額構成比の推移



## (2) 歳入項目別の状況

市町村税は、個人市町民税等の減少により、前年度比 0.1%減、2億13百万円の減少となった。

地方交付税は普通交付税等の増加により、前年度比 8.1%増、84億85百万円の増加となった。

国庫支出金は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や児童手当等交付金等の増加により、前年度比 4.3%増、51億24百万円の増加となった。

県税交付金は、株式等譲渡所得割等交付金等の増加により、前年度比 10.8%増、44億89百万円の増加となった。

繰入金は、特定目的基金等の取り崩しの増加により、前年度比 11.6%増、29億69百万円の増加となった。

地方債は、小中学校の整備事業等の増加により、前年度比 33.7%増、119億57百万円の増加となった。

自主財源と依存財源の構成状況は下表のとおりであり、自主財源比率は前年度比 2.3ポイント減少し 45.8%となった。この要因は、市町村税等の自主財源総額が減少し、地方交付税や国庫支出金等の依存財源総額が増加したことによるものである。

### 自主財源と依存財源の構成状況

(単位 百万円、%)

区 分	令和6年度		令和5年度		比較	
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比	(A) - (B)	(A) - (B) / (B)
自主財源	334,848	45.8	328,140	48.1	6,708	2.0
市町村税	232,642	31.8	232,855	34.1	▲ 213	▲ 0.1
諸収入	15,051	2.1	12,744	1.9	2,307	18.1
使用料・手数料	9,744	1.3	9,588	1.4	156	1.6
その他	77,411	10.6	72,952	10.7	4,458	6.1
依存財源	396,131	54.2	354,717	51.9	41,414	11.7
地方交付税	113,751	15.6	105,266	15.4	8,485	8.1
国庫・県支出金	175,859	24.1	165,995	24.3	9,864	5.9
地方債	47,428	6.5	35,472	5.2	11,957	33.7
その他	59,093	8.1	47,985	7.0	11,108	23.1
合計	730,979	100.0	682,857	100.0	48,122	7.0

## 4 歳 出

令和6年度の歳出決算額は、7,106億71百万円で、前年度に比べ485億89百万円、7.3%増加している。

目的別構成比では、民生費が全体の約4割（39.4%）を占めている。

性質別では、「義務的経費」が、扶助費の増等により前年度比10.3%増、3,519億95百万円、「投資的経費」が、その大半を占める普通建設事業費の増により、前年度比16.9%増の834億10百万円となった。

### (1) 目的別歳出の状況

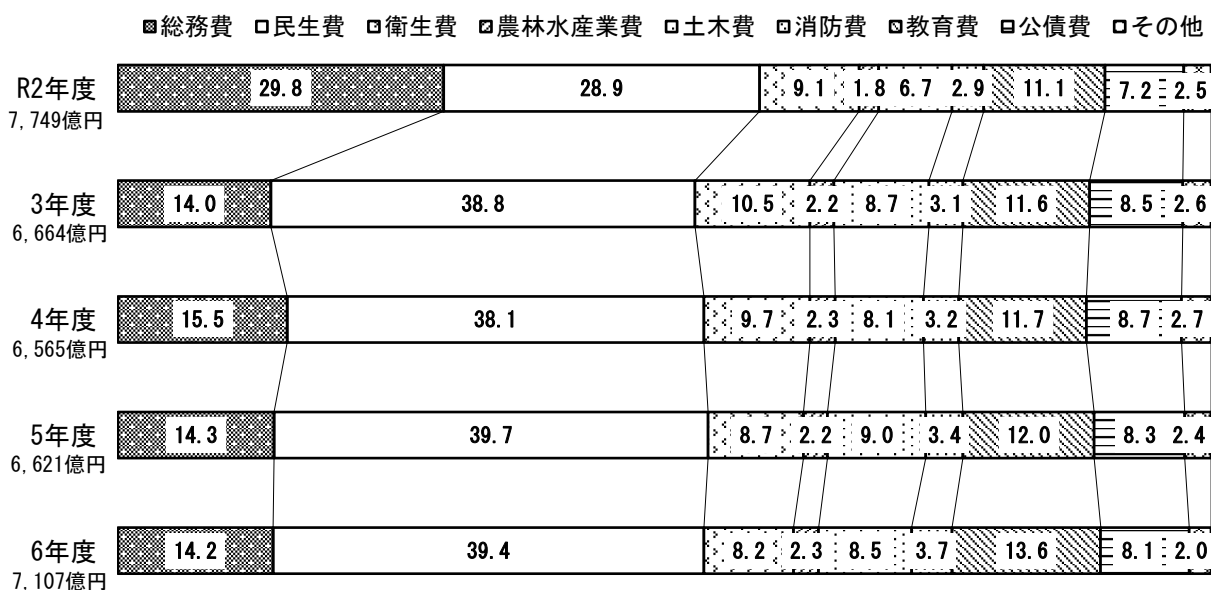
決算額の前年度比では、総務費は、各種積立金の増加や庁舎整備事業の経費増加等により前年度比57億91百万円の増加（6.1%増）、民生費は、定額減税調整給付や障害者自立支援給付等の増加により、前年度と比べ171億58百万円の増加（6.5%増）、消防費は、消防庁舎の移転に伴う施設整備事業等の増加により、前年度と比べ37億1百万円の増加（16.6%増）、教育費は、スポーツ施設整備事業や小中学校の整備事業等の増加により、前年度と比べ169億52百万円の増加（21.3%増）となった。

また、歳出総額に占める構成比は、民生費（39.4%）が最も高く、総務費（14.2%）、教育費（13.6%）、土木費（8.5%）、衛生費（8.2%）と続いている。

なお、10年前（平成26年度）の決算額と比較すると、決算額全体が30%の増となる中、総務費は49%の増、民生費は48%の増、教育費は32%の増となっている一方、公債費は5%の減となっている。

## 第5図 目的別歳出決算額構成比の推移

（単位：％）



## (2) 性質別歳出の状況

歳出決算額の性質別内訳は、義務的経費 3,519 億 95 百万円(歳出総額に占める構成比 49.5%)、投資的経費 834 億 10 百万円(同 11.7%)、一般行政経費 1,891 億 92 百万円(同 26.7%)となっている。

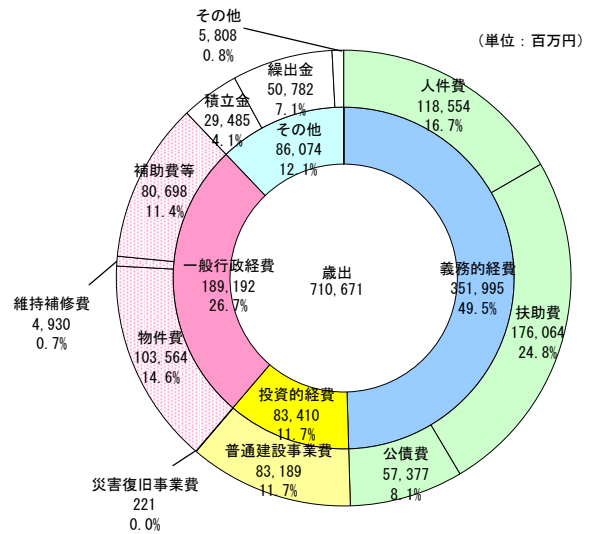
前年度と比べると、義務的経費の割合は 1.3 ポイント増、投資的経費が 0.9 ポイント増、一般行政経費が 1.5 ポイント減となっている。義務的経費のうち、人件費は、人事院勧告による給料表の改定等により、前年度に比べ 9.7%の増となった。また、扶助費は、定額減税調整給付や障害者自立支援給付等の増加により前年度に比べ 12.6%の増となった。

投資的経費のうち、普通建設事業費は、スポーツ施設整備事業や小中学校の整備事業等の事業費の増加により前年度に比べ 17.5%の増となった。

一般行政経費のうち、物件費は、自治体情報システムの標準化に伴う委託料等の増加により、前年度と比べて 4.0%の増、補助費等は、病院事業債等一括償還に係る病院事業会計への繰出金の減少等により、前年度と比べて 1.6%の減となった。

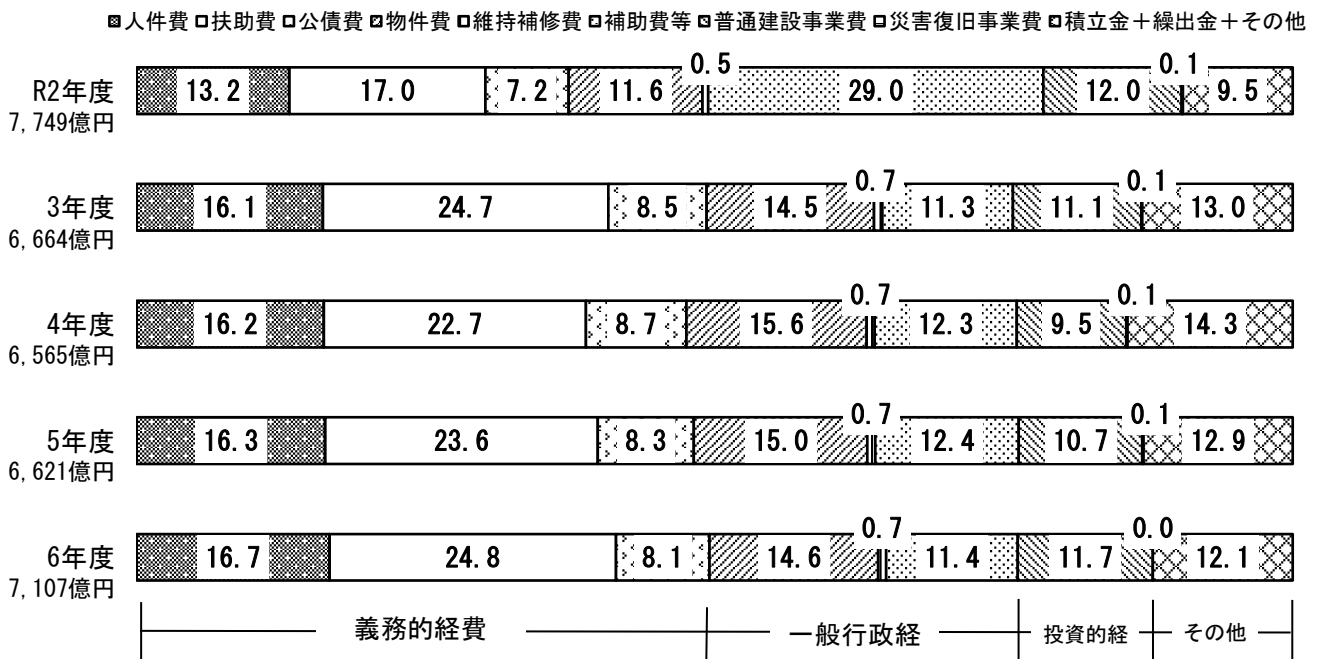
なお、10 年前(平成 26 年度)の決算額と比較すると、義務的経費は 37%の増(うち扶助費は 61%の増)、一般行政経費は 40%の増(うち維持補修費は 63%の増)、投資的経費は 2%の増となっており、決算額全体は 30%の増となった。

第6図 歳出の状況



## 第7図 性質別歳出決算額構成比の推移

(単位: %)



## 5 財政構造の弾力性

財政構造の弾力性を示す経常収支比率について、分母である経常一般財源が地方交付税等の増により増加したものの、分子である経常的経費充当一般財源も人件費や扶助費等の増により増加した結果、92.5%（都市92.7%、町90.2%）と前年度より0.7ポイント上昇した。

### (1) 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する指標の一つとして、一般的に経常収支比率が用いられている。

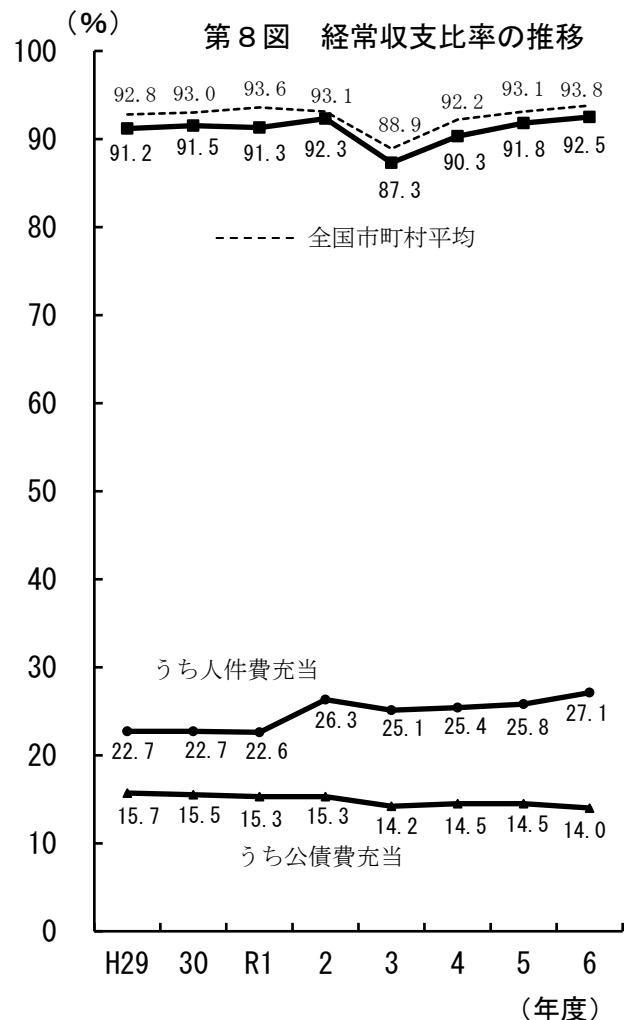
これは、歳出総額を経常的経費と臨時的経費に区分し、経常的経費に充当された一般財源の経常一般財源等に対する割合を示すものであり、この比率が低いほど財政に弾力性があることを示している。

令和6年度の経常収支比率は、分母である経常一般財源が地方交付税等の増により増加したものの、分子である経常的経費充当一般財源も人件費や扶助費等の増により増加した結果、前年度の91.8%に比べて0.7ポイント上昇し、92.5%となった。

経常収支比率の内訳として、人件費に充当されたものの比率は27.1%で、前年度に比べ1.3ポイントの上昇、公債費に充当されたものの比率は14.0%で、前年度に比べ0.5ポイントの低下となっている。

経常収支比率を段階別で見ると、90%を上回る団体は15団体となった。

団体別の経常収支比率の前年度との比較では、13団体において比率が上昇、6団体において低下した。



### 経常収支比率の段階別団体分布

年度 \ 率	~70	70~75	75~80	80~85	85~90	90~95	95~100	100~
R2	0	0	0	0	3	14	2	0
3	0	0	0	5	12	2	0	0
4	0	0	0	2	8	8	1	0
5	0	0	0	1	8	7	3	0
6	0	0	0	1	3	12	3	0

## 6 将来にわたる実質的な財政負担

将来にわたる実質的な財政負担（地方債現在高＋債務負担行為額－積立金現在高）は、全体としては、前年度比3.0%減少し、5,123億14百万円となった。

地方債現在高は、前年度比1.3%減少し、5,645億79百万円となった。

債務負担行為は、前年度比3.5%減少し、1,902億28百万円となった。

また、積立金現在高は、減債基金が減少した一方、財政調整基金、その他特定目的基金の増加により、総額では前年度比0.7%増加し、2,424億93百万円となった。

### (1) 地方債現在高の状況

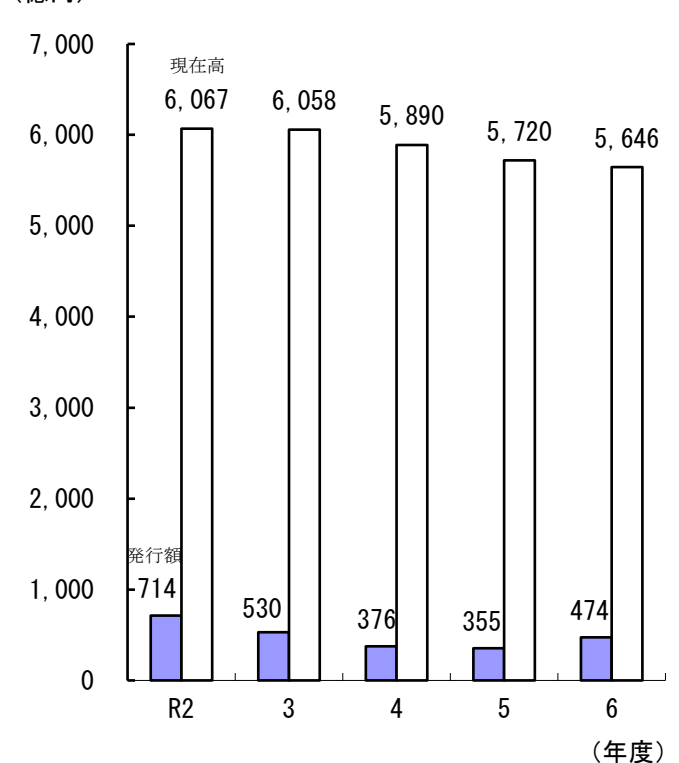
令和6年度末の地方債現在高は、5,645億79百万円であり、臨時財政対策債等の新規発行額の減により、前年度末（5,720億19百万円）に比べると74億41百万円減少した。

地方債現在高のうち、平成13年度以降発行されている臨時財政対策債の占める割合は前年度より減少し、1,922億5百万円となっている。なお、住民一人当たりの地方債現在高は、401,765円（前年度405,534円）となっている。

地方債現在高の目的別構成比をみると、臨時財政対策債（34.0%）、一般単独事業債（36.0%）、学校教育施設等整備事業債（8.4%）が主なものである。

借入先別内訳をみると、市中銀行（37.2%）、財政融資資金（25.1%）、地方公共団体金融機構資金（15.8%）、共済等（1.4%）等となっている。

第9図 地方債発行額、現在高の推移



### (2) 積立金現在高の状況

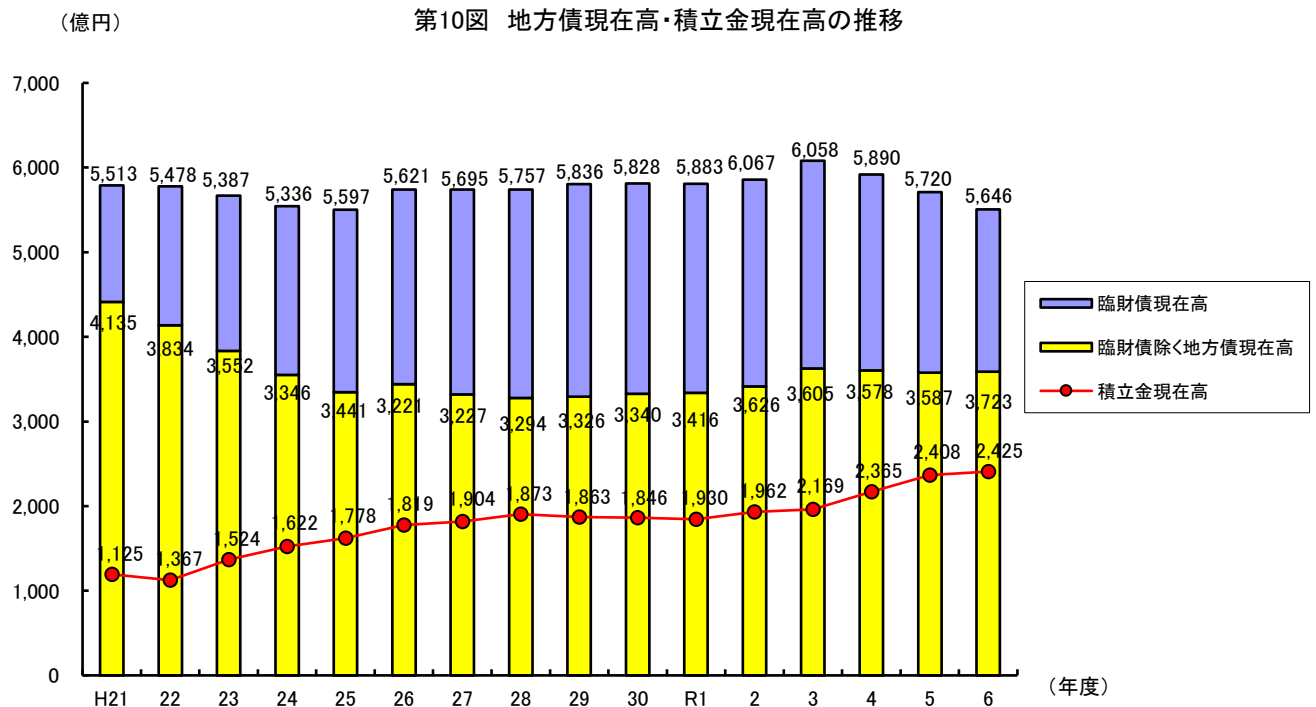
令和6年度末の基金残高は、全体としては2,424億93百万円で、前年度末（2,408億31百万円）に比べると16億61百万円増加した。団体別の基金残高の前年度との比較では、12団体において残高が増加、7団体において減少した。

基金別の内訳でみると、財政調整基金（現在高687億27百万円）は前年度末に比べて5億23百万円の増加、減債基金（同349億14百万円）は2億66百万円の減少、その他特定目的基金（同1,388億52百万円）は公共施設等の整備のための基金への積立や取崩し、ふるさと納税を財源とする積立等により14億5百万円の増加となった。

### (3) 債務負担行為による翌年度以降支出予定額の状況

令和6年度末の債務負担行為による翌年度以降支出予定額は、1,902億28百万円であり、前年度末（1,970億61百万円）に比べると、68億33百万円減少している。

なお、地方債現在高に債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額を加え、積立金現在高を差し引いた実質的な財政負担は、5,123億14百万円となり、前年度（5,282億49百万円）から159億35百万円、3.0%減少した。



## 7 地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率

平成 19 年 6 月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「健全化法」という。）が公布され、地方公共団体は、平成 19 年度決算から健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務づけられた。

平成 20 年度決算からは、健全化法の全面施行を受けて、比率が指標ごとに定められた早期健全化基準、財政再生基準を超えると、財政健全化計画、財政再生計画の策定が義務づけられている。

### (1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である実質赤字比率は、県内で発生している市町はない。

県内では実質赤字が生じた市町はなく、全国においても実質赤字が生じている団体はない。

早期健全化基準については、市町村の財政規模に応じ 11.25%～15%とされており、財政規模が小さい団体ほど高くなる。また、財政再生基準は 20%とされている。

### (2) 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（または資金不足比率）の標準財政規模に対する比率である連結実質赤字比率は、県内で発生している市町はない。

県内では連結実質赤字が生じた市町はなく、全国においても連結実質赤字が生じている団体はない。

早期健全化基準については、市町村の財政規模に応じ 16.25%～20%とされており、財政規模が小さい団体ほど高い。また、財政再生基準は 30%とされているが、平成 20 年度および平成 21 年度決算は 40%、平成 22 年度決算は 35%、平成 23 年度決算から 30%と段階的に引き下げられている。

### (3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率である実質公債費比率は、4.1%（都市 4.0%、町 5.3%）となり、前年度と同様となっている。

なお、地方債協議制度において許可団体とされる、実質公債費比率が 18%以上の団体はない。

実質公債費比率は、地方債協議制度の導入に伴い、すでに平成 18 年度から導入されており、健全化法においても健全化判断比率として採用されている。

一般会計等が負担する公債費（元利償還金）および公営企業債に対する繰出金など公債費に準ずるもの（準元利償還金）の標準財政規模に対する比率を表し、前 3 年度（令和 4 年度から令和 6 年度）の平均値で表している。

平成 18 年度から地方債は、許可制度から協議制度へと移行しているが、早期の財政健全化への取組を促すための措置（早期是正措置）の一つとして、18%以上の団体は、地方債の発行に際し、公債費負担適正化計画を策定の上、引き続き許可が必要となる。県内において18%以上の団体はない。

早期健全化基準については、25%とされており、財政再生基準は35%とされている。

県内で早期健全化基準以上の団体はないが、全国では、財政再生基準以上の団体が1団体ある。

#### (4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である将来負担比率は、地方債現在高等の将来負担額に比べ、基金等の充当可能財源額が多いため、数値なし。

健全化法において新たに定義された指標であり、一部事務組合、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を表す。（地方債現在高等の将来負担額に比べ、基金等の充当可能財源額が多い場合、将来負担比率は算定されない。）

なお、自治体の貯金に当たる基金や公債費に充てる特定財源分（公営住宅の使用料、都市計画事業関連地方債償還に充当する都市計画税等）、地方債現在高に係る普通交付税算入見込額は、将来負担額から控除できる。

早期健全化基準は、350%とされており、財政再生基準は設けられてない。

県内で早期健全化基準以上の団体はなく、全国においても早期健全化基準以上の団体はない。

#### (5) 早期健全化基準および財政再生基準

県内で早期健全化基準、財政再生基準を超える市町はない。

県内市町において、早期健全化基準、財政再生基準を超える市町はなかったが、平成 20 年度決算から、この基準を超えると、財政健全化計画、財政再生計画の策定が義務づけられることとなった。

なお、令和 6 年度決算において、全国では以下のとおり早期健全化基準以上の団体があった。

- |          |            |           |            |
|----------|------------|-----------|------------|
| ・実質赤字比率  | 0 団体（0 団体） | ・連結実質赤字比率 | 0 団体（0 団体） |
| ・実質公債費比率 | 1 団体（1 団体） | ・将来負担比率   | 0 団体       |

※（ ）内はうち財政再生基準以上の団体数。将来負担比率については「財政再生基準」はなし。